

資評研発第2号
令和5年2月9日

各道府県総務部長 様
(市町村税担当課扱い)
東京都総務・主税局長 様
(市町村課・固定資産評価課扱い)

一般財団法人資産評価システム研究センター
理事長 株丹達也

固定資産税路線価等公開情報の集約に係る電子データの提供について（依頼）

平素から、当センターの事業運営につきましては、ご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当センターでは、路線価等集約事業として固定資産税路線価等公開情報の集約を行っております。

つきましては、ご多忙のところ誠に恐縮に存じますが、貴都道府県内市町村にこの旨をご通知いただくとともに、同時に送付した「評価センター提供用データの提供要領等について」(市町村用No.1)及び「評価センター提供用データの作成マニュアル」(市町村用No.2)を配付くださるようお願いいたします。

また、下記によりお取りまとめいただき、当センターまでご提出くださいますようお願いいたします。

記

1 当センターへの提出物

- ・ 貴都道府県内市町村の令和5年度課税分の固定資産税路線価等公開情報に係る電子データ
- ・ 別紙1
- ・ 別紙2（該当なしの場合も提出）

2 各都道府県から当センターへの提出期限

令和5年4月17日(月)

※梱包に当たっては、搬送中に毀損することのないよう十分にご留意願います。

3 取りまとめていただく電子データ

地方税法附則第 17 条の 2 第 1 項の規定に基づき令和 5 年度における土地の価格に関する修正(下落修正措置)を行う市町村及び令和 4 年中に状況類似地域(区)、路線価線、標準宅地の見直しを行い位置等に変更が生じた市町村が対象となります。

なお、宅地の評価方法において、「その他の宅地評価法」を全域で適用している市町村も対象となることを申し添えます。

また、市町村から提供された CD-R、DVD-R(以下「CD 等」という。)に、「評価センター提供用データの提供要領等について」(市町村用No.1)の「3 電子データの提供方法について」の(1)及び(2)に定める記載事項が記載されているかご確認願います。

4 別紙 1 及び 2 について

(1) 別紙 1 について、提供いただく電子データのメディアの種類及び枚数を市町村ごとに記入してください。

(2) 別紙 2 について、令和 5 年度課税において土地の価格に関する修正(下落修正措置)を行わなかった市町村をとりまとめ、記入してください。

なお、別紙 2 に該当する市町村がない場合は「該当なし」と記載のうえ送付してください。

5 送付先

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 3 丁目 4 番 10 号 虎ノ門 35 森ビル 8 階

一般財団法人資産評価システム研究センター 業務部

TEL : 03-5404-7781 E-mail : teisyutsu@recpas.or.jp

6 その他

(1) 貴都道府県内市町村への通知をメールで行う等、同封している市町村用資料が不要の場合は、上記 5 のメールアドレス宛にご連絡願います。次年度より資料の送付を停止させていただきます。

なお、本送付の「依頼文」、「評価センター提供用データの提供要領等について」(市町村用No.1)及び「評価センター提供用データの作成マニュアル」(市町村用No.2)の一式は、当センターホームページに PDF 形式により掲載します。

(2) 集約した固定資産税路線価等の公開情報を、都道府県単位で DVD-ROM に取りまとめ、都道府県及び市町村に配付する予定(7月中)です。また、市町村から提供していただいたそのままの内容で、当センターがインターネットで公開している「全国地価マップ」(<https://www.chikamap.jp>)に掲載する予定(7月中)です。

